

社会福祉法人愛泉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

ア 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

ア 障害福祉サービス事業の経営

イ 一般相談支援事業の経営

ウ 特定相談支援事業の経営

エ 移動支援事業の経営

オ 障害児通所支援事業の経営

カ 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人愛泉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、社会福祉事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するよう努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、山形県山形市美畑町4番31号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に、社会福祉法人愛泉会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

2 委員会は、外部委員3名で構成する。

- 3 委員会に提出する評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会の決議に基づき、理事長が行う。
- 4 委員会の決議は、委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 委員会の運営については、この定款に定めのあるもののほか、理事会において別に定めるところによるものとする。

(評議員の資格)

第7条 評議員の選任にあたっては、社会福祉法（以下「法」という。）第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(評議員の権限)

第8条 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、山形県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

- 3 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日から4週間前までに行わなければならない。
- 4 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。
- 5 評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。
- 6 評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書、監査報告並びに財産目録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。
- 7 評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれのある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為の中止を請求することができる。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、当該退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 任期の満了又は辞任による退任により第5条に定める評議員の員数に欠員が生じた場合には、当該任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、各会計年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 法人の解散及び残余財産の処分
- (7) 法人の合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会として開催する。

(招集等)

第14条 評議員会は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

2 評議員から理事長に対し、第8条第1項の規定による評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

3 第8条第2項に該当する場合は、当該評議員が、評議員会を招集する。

4 評議員会を招集する場合は、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して

招集通知を発しなければならない。

- 5 前項の招集通知は、評議員会の日時、場所及び目的事項等を記載した書面をもって行うものとする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができるものとする。
- 7 評議員会の議案は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、理事長が提案する。
(議長)

第15条 評議員会に議長を置く。

- 2 評議員会の議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。
(決議)

第16条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 理事、監事及び評議員の法人に対する損害賠償責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 法人の解散及び残余財産の処分
 - (5) 法人の合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事、監事又は評議員が、その任務を怠ったことによりこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除する決議は、評議員全員の同意を得なければならない。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 5 前項までの規定にかかわらず、理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は法令で定める電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成する。

- 2 評議員会の議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事会において必要と認める場合は、理事長以外の理事のうち1名を、常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事（監事が2名以上の場合はその過半数）の同意を得なければならない。
- 3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第20条 理事の選任にあたっては、法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 監事の選任にあたっては、法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。
- 3 理事長及び常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明を行わなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りでない。
- 6 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び法人の職員に対して事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認める場合、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められる場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認める場合は意見を述べなければならない。

5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認める場合は、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

7 監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める場合は、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為を行うおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがある場合は、当該理事に対して、当該行為を中止することを請求することができる。

9 この法人が理事（理事であったものを含む。以下この項において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。

10 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるることができる。

11 監事は、その職務の執行について、この法人に対して次に掲げる請求をすることができる。

(1) 費用の前払いの請求

(2) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

(3) 負担した債務の債権者に対する弁済の請求

12 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明を行わなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、当該退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

3 任期の満了又は辞任による退任により第18条に定める理事又は監事の員数に欠員が生じた場合には、当該任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって当該理事又は監事を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(取引制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引を行おうとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のために行うこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のために行うこの法人との取引

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項に掲げる取引を行った理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 この法人は、理事、監事又は評議員の法第45条の20第1項に規定する損害賠償責任について、法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第113条及び第114条に定めるところにより、理事会の決議によって、賠償責任額から同条に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

2 この法人は、前項の規定にかかわらず、理事（理事長及び常務理事を除く。）及び監事の損害賠償責任について、法第45条の20第4項において準用する一般法人法第115条に定めるところにより、理事会の決議によって賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、前項に定める最低責任限度額とする。

(職員)

第28条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の経営する事業所の長その他の重要な職員（以下「事業所長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 事業所長等以外の職員は、理事長がこれを任免する。

第5章 地域運営協議会

（地域運営協議会の設置）

第29条 この法人に、社会福祉法人愛泉会地域運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（意見の聴取等）

第30条 理事長は、必要に応じて、協議会から法人の運営についての意見を聴取するものとする。

2 協議会の運営等については、この定款に定めのあるもののほか、理事会において別に定めるところによるものとする。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第32条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長に委任する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集等）

第33条 理事会は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事又は監事から理事長に対し、第21条第6項又は第22条第5項の規定による理事会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。

3 第21条第7項及び第22条第6項に該当する場合は、当該理事又は監事が、理事会を招集する。

4 理事会を招集する場合は、理事会の開催日の1週間前までに、各役員に対して招集通知を発しなければならない。

5 前項の招集通知は、原則として、理事会の日時、場所及び目的事項等を記載した書面をもって行うものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができるものとする。

7 理事会の議案は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、理事長が提案する。

（議長）

第34条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、別に定める場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は法令で定める電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 理事長が理事会に出席しなかった場合は、理事会に出席した理事と監事の全員が、第1項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000円

(2) 山形県山形市長町三丁目436番1所在の「向陽園北部支援センター」敷地
(214.85㎡)

(3) 山形県山形市長町三丁目447番3所在の「向陽園北部支援センター」敷地
(99.66㎡)

(4) 山形県山形市長町三丁目448番所在の「向陽園北部支援センター」敷地
(267.76㎡)

(5) 山形県山形市長町三丁目448番3所在の「向陽園北部支援センター」敷地
(95.16㎡)

(6) 山形県山形市長町三丁目447番4所在の「グループホーム支援センターみらい
(グループホームつばさ、あすなろ)」敷地 (865.09㎡)

(7) 山形県山形市宮町三丁目11番14所在の「グループホーム支援センターみらい
(グループホームよつば)」敷地 (229.02㎡)

(8) 山形県山形市宮町三丁目11番16所在の「グループホーム支援センターみらい
(グループホームよつば)」敷地 (77.52㎡)

(9) 山形県山形市大字柏倉字兒子墓655番5所在の「グループホーム支援センター向陽園(グループホーム西の家)」敷地 (411.17㎡)

(10) 山形県山形市大字長谷堂字川原4686番地、4683番地1、4684番地、

4685番地、4687番地、4704番地1、4704番地2

山形県山形市大字長谷堂字飯森1657番地1所在の「障害者支援施設向陽園」の建物

ア 鉄筋コンクリート造アスファルト葺平家建 主である建物1棟(2297.34㎡)

イ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 物置1棟(17.50㎡)

ウ コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 機械室1棟(5.00㎡)

エ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫1棟(17.60㎡)

オ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 作業場1棟(1階64.59㎡、2階49.68㎡)

カ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 体育館1棟(400.00㎡)

キ 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 訓練所1棟(71.99㎡)

ク 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 作業場1棟(26.35㎡)

ケ 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ポンプ室1棟(9.00㎡)

(11) 山形県山形市長町三丁目448番地、447番地3、448番地3所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建「向陽園北部支援センター」1棟(162.07㎡)

(12) 山形県山形市長町三丁目447番地4所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建「グループホーム支援センターみらい(グループホームつばさ)」1棟(1階221.09㎡、2階44.71㎡)

(13) 山形県山形市長町三丁目447番地4、436番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホーム支援センターみらい(グループホームあすなろ)」1棟(210.82㎡)

(14) 山形県山形市宮町三丁目11番地14、11番地16所在の木造カラー鉄板葺2階建「グループホーム支援センターみらい(グループホームよつば)」1棟(1階117.71㎡、2階39.74㎡)

(15) 山形県山形市大字柏倉字兒子墓655番地5所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建「グループホーム支援センター向陽園(グループホーム西の家)」1棟(1階89.36㎡、2階89.05㎡)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山形県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山形県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
- (資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3カ月以内に、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、評議員に事前に提供した上で定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を法人の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第43条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の多数による決議を経て、評議員会において評議員総数の3分の2以上の多数により決議しなければならない。

第8章 解散

(解散)

第45条 この法人は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山形県知事の認可（法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山形県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人愛泉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附則)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	伊藤 泉	理事	阿部 金七
理事	五十嵐 恒男	理事	高橋 与一
理事	八柳 和夫	理事	高橋 光子
理事	長谷川金太郎	監事	高橋 一夫
監事	原谷 正美		

(附則)

昭和60年9月30日	施行	平成元年8月25日	一部改正
平成7年1月4日	一部改正	平成7年6月9日	一部改正
平成10年12月11日	一部改正	平成11年6月10日	一部改正
平成12年9月26日	一部改正		

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成13年8月20日)

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

この定款は、平成15年10月1日から施行する。

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成16年2月9日)

この定款は、平成16年3月26日から施行する。

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成16年10月26日)

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成18年3月30日)

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成19年10月1日)

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成21年7月21日)

平成22年10月21日一部改正

1 この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成24年3月30日)

2 平成24年3月30日付定款変更認可に係る社会福祉事業の増（同行援護事業、就労継続支援A型事業）については、平成24年4月1日から開始とする。

3 平成24年3月30日付定款変更認可に係る評議員の増員に伴い選任される評議員の任期は、定款第19条の規定に関わらず、平成25年3月31日までとする。

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成25年3月28日)

この定款は、平成25年5月24日から施行する。

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成25年12月5日)

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成26年4月16日)

1 この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。

(認可日 平成26年7月3日)

2 平成26年7月3日付定款変更認可に係る理事の増員に伴い選任される理事の任期は、定款第7条の規定に関わらず、平成28年5月24日までとする。

3 平成26年7月3日付定款変更認可に係る評議員の増員に伴い選任される評議員の任期は、定款第19条の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成28年12月14日）

この定款は、平成29年4月1日から施行する。